

最高裁秘書第3614号

令和3年11月29日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮詢については、令和3年11月22日に答申（令和3年度（最情）答申第33号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮詢番号 令和3年度（最情）諮詢第17号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和3年6月11日（令和3年度（最情）諮詢第17号）

答申日：令和3年11月22日（令和3年度（最情）答申第33号）

件名：司法修習生採用選考申込書の書式を決定した際の文書の不開示判断に関する件（文書の特定）

答申書

第1 委員会の結論

「司法修習生採用選考申込書（第74期）の書式を決定した際に作成し、又は取得した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「決裁票（最高裁人任第1615号）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年5月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

司法修習生採用選考申込書の書式の変更理由等が書いてある文書が別に存在すると思われる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出に該当する文書は、本件開示対象文書以外に作成又は取得していない。念のため、本件開示の申出を受けて最高裁判所内を探索したが、他に本件開示申出に該当する文書は存在しなかった。

なお、苦情申出人は、書式の変更理由等が記載された文書が別に存在すると思われる旨主張するが、第74期分の司法修習生採用選考申込書の書式を決定

するに当たっては、第73期分の同書式からの変更の内容及びその理由について口頭で説明を行ったことから、書式の変更理由等を記載した文書は作成していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年6月11日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月22日 審議
- ④ 同年11月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、第74期分の司法修習生採用選考申込書の書式を決定するに当たっては、第73期分の同書式からの変更の内容及びその理由について口頭で説明が行われたことから、書式の変更理由等を記載した文書は作成されていないとのことである。当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、書式の変更内容は、押印廃止、写真貼付の廃止、「学歴」「職歴」欄の廃止、「家族の状況」の記載の廃止及び補導歴の有無に関する記載の削除等であることが認められる。上記確認結果を踏まえれば、当該変更はいずれも司法修習生採用選考審査基準（令和元年7月3日付け）の範囲内において行われたものであり、その内容をも勘案すれば、採用選考において必須の事情とも考え難いから、文書による説明を要するまでもないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容は不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に

該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員長 戸雅子